

申19号

扶養手当の増額 を求める申し入れ

- 組合** 2016年に議論した申27号交渉を通して、扶養手当についての認識を合わせてきたが、その点について会社の考えに変更はないのか。
- 会社** 子育て支援や就労できない配偶者の課題など提起を受けてきた。扶養手当等を通して生活水準の向上を目指していく目的は変わらない。
- 組合** 子育てに多くの費用を要するようになっている。現行の手当ではオムツとミルクを買うと終わり、働こうとして子供を預けると家計を圧迫してしまう。大学を卒業して、また、子どもが進学して、奨学金を抱える組合員も増えている。
- 会社** 子育ての費用増は認識しており、増額したいと考えているが、慎重に判断していく。奨学金については個人の内容はコメントできない。
- 組合** 扶養手当の受給にあたり、等級間で格差が発生している。新人事賃金制度の時に、経過措置などをしてきた。さらなる格差の拡大にならないようにすべきだ。
- 会社** 手当間のバランスは見る必要がある。指摘の内容については、無視できないと認識しており、考慮の余地がある。基準内賃金については、人件費として慎重に判断せざるを得ない。

子ども手当改善の必要性は認識一致！

- 組合** 配偶者分を削って子供分に充てるのがトレンドと言うが、JR東日本においてはどうか考えているのか。
- 会社** 人事院が出している民間給与実態調査などによると、配偶者手当は14,000円程度となっており、JR東日本の水準はとりたてて低いとは思わない。子供分を仮に要求通り支給すると十億円単位で人件費の増となり無視できない。
- 組合** 配偶者のみの家庭や親の介護で配偶者が働けない家庭は多い。また、JR東日本の特性上、泊まり勤務となれば30時間以上家を空けることもある。子供の事を考えると配偶者が家に居ざるを得ない。極めて特殊な環境だ。配偶者分を切り下げることとは容認できない！
- 会社** 指摘の懸念は受け止める。成案となっていないため具体的に示すことが難しいが、扶養手当の趣旨を考えれば、激変措置などは必要と認識している。
- 組合** 平成30年度から医療費の大改革が始まる。介護など含めて家庭負担が増えてしまい、結局、共働きなどできなくなることも考えられる。
- 会社** 介護の必要性が増していることは認識しており、休暇等を取りやすくする制度改定をしてきた。介護は、各種公的サービスを含めて対応することが重要であると考えている。

**配偶者手当を減額すべきでない点は認識一致せず！
しかし、問題意識は受け止め検討する事を確認！
会社は組合員の現実を受け止め
扶養手当満額回答で応えるべきだ！**